

指定居宅介護支援 省令・条例・規則（比較表）

省令	区分	条例	規則
<p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年三月三十一日厚生省令第三十八号）</p> <p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十七条第一項第一号並びに第八十一条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を次のように定める。</p> <p>第一章 趣旨及び基本方針（第一条・第一条（二））</p> <p>第二章 人員に関する基準（第一条・第三条）</p> <p>第三章 運営に関する基準（第四条―第二十条）</p> <p>第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第三十条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 趣旨及び基本方針</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 基準該当居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）以下「法」という。）第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第四十七条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第八十一条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第四十七条第一項第一号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準（第二条（第三十条）において準用する場合に限る。）及び第三十条（第三十条において準用する場合に限る。）の規定による基準</p> <p>二 法第四十七条第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準（第四条第一項及び第二項（第三十条において準用する場合に限る。）第五号（第三十条において準用する場合に限る。）第五号（第三十条において準用する場合に限る。）第六号（第三十条において準用する場合に限る。）第七号（第三十条において準用する場合に限る。）第九号から第十一号まで、第十四号、第十六号及び第二十六号（第三十条において準用する場合に限る。）第二十三号（第三十条において準用する場合に限る。）並びに第三十条（第三十条において準用する場合に限る。）の規定による基準</p> <p>三 法第八十一条第一項の規定により、同条第</p>		<p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十六年宮城県条例第八十六号）</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 指定居宅介護支援（第四条―第十五条）</p> <p>第三章 基準該当居宅介護支援（第十六条・第十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項第一号、第二十九号第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第八十一条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p>	<p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十七年宮城県規則第十五号）</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 指定居宅介護支援（第二条―第二十条）</p> <p>第三章 基準該当居宅介護支援（第二十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十六年宮城県条例第八十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

<p>三項第一号に掲げる事項について都道府県が定めるに当たつて従うべき基準 第二</p> <p>四 法第八十一条の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が定めるに当たつて従うべき基準 第四</p> <p>五 法第四十七條の規定による基準</p> <p>第一項若しくは第二項の規定により、第八十一条第三項第一号及び第二号並びに第八十一条第三項第二号及び第二号に掲げる事項以外のもので、前各号に定める規定による基準</p>	<p>第二章 人員に関する基準</p> <p>（基本方針）</p> <p>第一条の二 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるもの</p>	<p>2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。</p>	<p>3 指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たつては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて利用者に対して、指定居宅サービス等（法第八条第一項に規定する指定居宅サービス等）を、公正中立に行われなければならない。</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たつては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十一年法律第三十三号）第二十条の七の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）の連携に努めなければならない。</p>
<p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において使用する用語は、法</p> <p>第三条 法第七十九条第二項第一号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者であつて、（暴力団排除条例（平成二十二年宮城県条例第六十七号）第二条第四号ハに該当する者を除く。）でない者とする。</p>	<p>第二章 指定居宅介護支援</p> <p>（基本方針）</p> <p>第四条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。</p>	<p>2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。</p>	<p>3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たつては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて利用者に対して、指定居宅サービス等（法第八条第一項に規定する指定居宅サービス等）を、公正中立に行われなければならない。</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たつては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十一年法律第三十三号）第二十条の七の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）の連携に努めなければならない。</p>

<p>保険施設等との連携に努めなければならない。</p>	<p>（従業者の員数） 第二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに一以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であつて常勤であるもの（以下第三条第二項を除き、単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。</p>	<p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が三十五又はその端数を増すことに一とする。</p>	<p>（管理者） 第三条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p>	<p>2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 二 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p>	<p>（内容及び手続の説明及び同意） 第四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第十八条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、居室及び利用者の希望に基づき作成される基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものななければならない。</p>	<p>3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、第五項で定めるところの文書の交付に代えて、第六項で定めるところの文書を得て、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>	<p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの 指定居宅介護支援事業者の使用に係る</p>
<p>（従業者） 第五条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに規則で定める員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員（以下単に「介護支援専門員」という。）を有しなければならない。</p>	<p>（管理者） 第六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに管理者を置かなければならない。</p>	<p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が三十五又はその端数を増すことに一とする。</p>	<p>（管理者） 第三条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅常勤の者でなければならない。</p>	<p>2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 二 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p>	<p>（内容及び手続の説明及び同意） 第四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第十六条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、居室及び利用者の希望に基づき作成される基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものななければならない。</p>	<p>3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、第五項で定めるところの文書の交付に代えて、第六項で定めるところの文書を得て、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>	<p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの 指定居宅介護支援事業者の使用に係る</p>
<p>（従業者の員数等） 第二条 条例第五条の規則で定める員数は、一以上とする。</p>	<p>（管理者） 第三条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅常勤の者でなければならない。</p>	<p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が三十五又はその端数を増すことに一とする。</p>	<p>（管理者） 第三条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅常勤の者でなければならない。</p>	<p>2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 二 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p>	<p>（内容及び手続の説明及び同意） 第四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第十六条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、居室及び利用者の希望に基づき作成される基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものななければならない。</p>	<p>3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、第五項で定めるところの文書の交付に代えて、第六項で定めるところの文書を得て、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>	<p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの 指定居宅介護支援事業者の使用に係る</p>

<p>電子計算機と利用申込者又はその家族の 使用に係る電子計算機とを接続する電気 通信回線を通じて送信し、受信者の使用 に係る電子計算機に備えられたファイル に記録する方法 ロ 指定居宅介護支援事業者の使用に係 る電子計算機に備えられたファイルに記 録された第一項に規定する重要事項を電 子の閲覧に供し、当該利用申込者又はそ の家族の使用に係る電子計算機に備えら れたファイルに当該重要事項を記録する 方法（電磁的方法による提供を受ける旨 の承諾又は受けない旨の申出をする場 合にあつては、指定居宅介護支援事業者 の使用に係る電子計算機に備えられたフ イルにその旨を記録する方法） 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその 他これらに準ずる方法により一定の事項 を確実に記録しておくことができる物を もって調製するファイルに第一項に規定 する重要事項を記録したものを交付する 方法</p>	<p>前項に掲げる方法は、利用申込者又はその 家族がファイルへの記録を出力することによ る文書を作成することができるものでなけれ ばならない。</p>	<p>5 第三項第一号の「電子情報処理組織」とは、 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計 算機と利用申込者又はその家族の使用に係 る電子計算機とを電気通信回線で接続した電 子情報処理組織をいう。</p>	<p>6 指定居宅介護支援事業者は、第三項の規定 により第一項に規定する重要事項を提供しよ うとするときは、あらかじめ、当該利用申込 者又はその家族に対し、その用いる次に掲げ る電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又 は電磁的方法による承諾を得なければなら ない。 一 第三項各号に規定する方法のうち指定居 宅介護支援事業者が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式</p>	<p>7 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護 支援事業者は、当該利用申込者又はその家族 から文書又は電磁的方法により電磁的方法に よる提供を受けない旨の申出があつたとき は、当該利用申込者又はその家族に対し、第 一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法 によつてしてはならない。ただし、当該利用 申込者又はその家族が再び前項の規定による 承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>5 提供拒否の禁止） 第五條 指定居宅介護支援事業者は、正当な理 由なく指定居宅介護支援の提供を拒んでな らぬ。</p>	<p>第六條 指定居宅介護支援事業者は、当該事業 所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介 護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を</p>
					<p>第七條 指定居宅介護支援事業者は、正当な理 由がなく、指定居宅介護支援の提供を拒んで はならない。</p>	
<p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうち イ又はロに掲げるもの 電子計算機と利用申込者又はその家族の 使用に係る電子計算機とを接続する電気 通信回線を通じて送信し、受信者の使用 に係る電子計算機に備えられたファイル に記録する方法 ロ 指定居宅介護支援事業者の使用に係 る電子計算機に備えられたファイルに記 録された第一項に規定する重要事項を電 子の閲覧に供し、当該利用申込者又はそ の家族の使用に係る電子計算機に備えら れたファイルに当該重要事項を記録する 方法（電磁的方法による提供を受ける旨 の承諾又は受けない旨の申出をする場 合にあつては、指定居宅介護支援事業者 の使用に係る電子計算機に備えられたフ イルにその旨を記録する方法） 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその 他これらに準ずる方法により一定の事項 を確実に記録しておくことができる物を もって調製するファイルに第一項に規定 する重要事項を記録したものを交付する 方法</p>	<p>4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその 家族がファイルへの記録を出力することによ る文書を作成することができるものでなけれ ばならない。 （三項）</p>	<p>5 指定居宅介護支援事業者は、第三項の規定 により第一項に規定する重要事項を提供しよ うとするときは、あらかじめ、当該利用申込 者又はその家族に対し、その用いる次に掲げ る電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又 は電磁的方法による承諾を得なければなら ない。 一 第三項各号に規定する方法のうち指定居 宅介護支援事業者が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式</p>	<p>6 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護 支援事業者は、当該利用申込者又はその家族 から文書又は電磁的方法により電磁的方法に よる提供を受けない旨の申出があつたとき は、当該利用申込者又はその家族に対し、第 一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法 によつてしてはならない。ただし、当該利用 申込者又はその家族が再び前項の規定による 承諾をした場合は、この限りでない。</p>		<p>第五條（サービス提供困難時の対応） 第五條 指定居宅介護支援事業者は、正当な理 由なく指定居宅介護支援の提供を拒んでな らぬ。</p>	<p>第五條 指定居宅介護支援事業者は、当該事業 所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介 護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を</p>

<p>提供する地域をいう。以下同じ。）等を勧誘し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>（受給資格等の確認） 第七條 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者の資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p>	<p>（要介護認定の申請に係る援助） 第八條 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。</p>	<p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けたい利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われていない場合は、当該利用申込者が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けていない要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>（身分を証する書類の携行） 第九條 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p>	<p>（利用料等の受領） 第十條 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第四十六條第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第四十六條第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合にその支払を受ける。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>	<p>2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</p>	<p>3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>
<p>提供する地域をいう。以下同じ。）等を勧誘し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>（受給資格等の確認） 第六條 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者の資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p>	<p>（要介護認定の申請に係る援助） 第七條 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。</p>	<p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けたい利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われていない場合は、当該利用申込者が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けていない要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>（身分を証する書類の携行） 第八條 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p>	<p>（利用料等の受領） 第九條 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（平成九年法律第二百三十三号「介護保険法」という。）第四十六條第二項に規定する居宅介護サービス計画費（同条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護事業者に支払われる場合にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>	<p>2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</p>	<p>3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>

<p>第十一條 (保険給付の請求のための証明書の交付) 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p>第十二條 (指定居宅介護支援の基本取扱方針) 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。</p>	<p>第十三條 (指定居宅介護支援の具体的な取扱方針) 指定居宅介護支援の方針は、第一に基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>一 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>	<p>二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。</p>	<p>三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。</p>	<p>四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象となる介護給付等対象サービスをいう。以下(保健医療サービス又は福祉サービス)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等位置付けも含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。</p>	<p>五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容及その家族に対して提供し、適切な情報提供を行うものとする。</p>	<p>六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者に対して、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等、その置かれていた環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p>	<p>七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」)に従う</p>
<p>第八條 (指定居宅介護支援の基本取扱方針) 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。</p>	<p>第九條 (指定居宅介護支援の具体的な取扱方針) 指定居宅介護支援の方針は、第一に基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>一 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>	<p>二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。</p>	<p>三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。</p>	<p>四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象となる介護給付等対象サービスをいう。以下(保健医療サービス又は福祉サービス)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等位置付けも含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。</p>	<p>五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容及その家族に対して提供し、適切な情報提供を行うものとする。</p>	<p>六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者に対して、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等、その置かれていた環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p>	<p>七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」)に従う</p>	
<p>第十條 (保険給付の請求のための証明書の交付) 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p>第十一條 (指定居宅介護支援の基本取扱方針) 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。</p>	<p>第十二條 (指定居宅介護支援の具体的な取扱方針) 指定居宅介護支援の方針は、第一に基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>一 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>	<p>二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。</p>	<p>三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。</p>	<p>四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象となる介護給付等対象サービスをいう。以下(保健医療サービス又は福祉サービス)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等位置付けも含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。</p>	<p>五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容及その家族に対して提供し、適切な情報提供を行うものとする。</p>	<p>六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者に対して、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等、その置かれていた環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p>	<p>七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」)に従う</p>

<p>居宅サービス計画の変更、指定居宅サービスの提供を行うものとする。</p>	<p>十四 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>イ 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>ロ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。</p>	<p>十五 介護支援専門員は、次に掲げる場合にあっては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>イ 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合</p> <p>ロ 要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>十六 第三号から第十二号までの規定は、第十三号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。</p>	<p>十七 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。</p>	<p>十八 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるように、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。</p>	<p>十九 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。</p> <p>二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービスに係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示さ</p>	<p>参酌</p>
<p>という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービスの提供を行うものとする。</p>	<p>十四 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>イ 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>ロ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。</p>	<p>十五 介護支援専門員は、次に掲げる場合にあっては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>イ 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合</p> <p>ロ 要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>十六 第三号から第十二号までの規定は、第十三号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。</p>	<p>十七 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行わなければならない。</p>	<p>十八 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるように、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。</p>	<p>十九 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。</p> <p>二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービスに係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示さ</p>	<p>参酌</p>

<p>第十四条 (法定代理受領サービスに係る報告) 毎月、</p>	<p>二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、日常生活の維持に十分留意するものとし、必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数を要する日数を超過しないようしなければならない。</p>	<p>二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要と認められる場合、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証を行った上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。</p>	<p>二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。</p>	<p>二十四 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの利用に関する趣旨の記載がある場合には、利用者に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類について、その内容を説明し、理解を得た上で、その内容を沿つて居宅サービス計画を作成しなければならない。</p>	<p>二十五 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合においては、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図らなければならない。</p>	<p>二十六 指定居宅介護支援事業者は、法第十五条の二十三第三項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行うことができるよう配慮し、援の業務が適正に実施できるように配慮しなければならない。</p>	<p>二十七 指定居宅介護支援事業者は、法第十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。</p>
<p>参酌</p>	<p>参酌</p>	<p>参酌</p>	<p>参酌</p>	<p>参酌</p>	<p>従う</p>	<p>参酌</p>	<p>参酌</p>
<p>第十二条 (法定代理受領サービスに係る報告) 毎月、</p>	<p>二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、日常生活の維持に十分留意するものとし、必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数を要する日数を超過しないようしなければならない。</p>	<p>二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要と認められる場合、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証を行った上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。</p>	<p>二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。</p>	<p>二十四 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの利用に関する趣旨の記載がある場合には、利用者に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類について、その内容を説明し、理解を得た上で、その内容を沿つて居宅サービス計画を作成しなければならない。</p>	<p>二十五 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合においては、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図らなければならない。</p>	<p>二十六 指定居宅介護支援事業者は、法第十五条の二十三第三項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行うことができるよう配慮し、援の業務が適正に実施できるように配慮しなければならない。</p>	<p>二十七 指定居宅介護支援事業者は、法第十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。</p>
<p>参酌</p>	<p>参酌</p>	<p>参酌</p>	<p>参酌</p>	<p>参酌</p>	<p>従う</p>	<p>参酌</p>	<p>参酌</p>

<p>次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 職員の種類、員数及び職務内容 三 営業日及び営業時間 四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 その他運営に関する重要事項 	<p>第十九条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるように、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。</p>	<p>3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>20条 (設備及び備品等) 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>21条 (従業者の健康管理) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p>	<p>22条 (掲示) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>23条 (秘密保持) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者は、介護支援専門員が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>24条 (広告) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合であつては、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。</p>	<p>(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁</p>
<p>参酌</p>	<p>参酌</p>	<p>参酌</p>	<p>参酌</p>	<p>参酌</p>	<p>参酌</p>	<p>従う</p>	<p>従う</p>	<p>従う</p>	<p>参酌</p>	<p>参酌</p>
<p>(利益收受の禁止等)</p>	<p>第十九条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるように、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。</p>	<p>3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>20条 (設備及び備品等) 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>21条 (従業者の健康管理) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p>	<p>22条 (掲示) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>23条 (秘密保持義務) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者は、介護支援専門員が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(利用者等の個人情報の取扱い) 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を得、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得なければならない。</p>	<p>21条 (広告) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合であつては、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。</p>
<p>項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 職員の種類、員数及び職務内容 三 営業日及び営業時間 四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 その他運営に関する重要事項 	<p>第十七条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるように、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。</p>	<p>3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>20条 (設備及び備品等) 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>21条 (従業者の健康管理) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p>	<p>22条 (掲示) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>23条 (秘密保持義務) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者は、介護支援専門員が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(利用者等の個人情報の取扱い) 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を得、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得なければならない。</p>	<p>21条 (広告) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合であつては、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。</p>

	<p>(事故発生時の対応)</p> <p>第二十七条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(会計の区分)</p> <p>第二十八条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二十九条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 第十三条第十三号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳</p> <p>イ 居宅サービス計画</p> <p>ロ 第十三条第七号に規定するアクセスメントの結果の記録</p> <p>ハ 第十三条第九号に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>ニ 第十二条第十四号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>三 第十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>参酌</p>	<p>参酌</p>	<p>従う</p>	<p>従う</p>
<p>2 指定居宅介護支援事業所は、暴力団排除条</p>	<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第十四条 指定居宅介護支援事業所の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力団員であつてはならない。</p>			<p>2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>	<p>(事故発生時の対応)</p> <p>第十三条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第二十五条 条例第十四条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定居宅介護支援事業所の業務に関し一切の裁判外行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。</p>	<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第二十五条 条例第十四条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定居宅介護支援事業所の業務に関し一切の裁判外行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。</p> <p>七六 従業者の勤務の体制についての記録</p> <p>七 居宅介護サービス計画を請求するため審査支払機関(市町村(法第四十六条第十項の規定により審査及び支拂に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、国民健康保険団体連合会)をいう。)に提出した記録</p> <p>五 第十四条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>ニ 第十一条第十四号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>ハ 第十一条第九号に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>イ 第十一条第七号に規定するアクセスメントの結果の記録</p> <p>ロ 第十三条第七号に規定するサービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>一 一条例第十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>二 一条例第十三条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>三 第十一条第十三号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>四 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳</p> <p>イ 居宅サービス計画</p> <p>ロ 第十一条第七号に規定するアクセスメントの結果の記録</p> <p>ハ 第十一条第九号に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>ニ 第十二条第十四号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>三 第十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>参酌</p>	<p>参酌</p>	<p>従う</p>	<p>従う</p>

